

保護者 様

小出高等学校長
南方 伸之

成年年齢の引き下げに伴う対応について

早春の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動につきまして御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和4年4月1日、「民法の一部を改正する法律」の施行に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられ、生徒は順次、18歳の誕生日を迎えた時点で民法の成年年齢に達することになりました。

つきましては、令和4年4月1日以降、本校では、下記のように対応することにいたしましたので、御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な方針

成年年齢が18歳に引き下げられたことの趣旨を鑑みて、退学等に係る手続を行う主体は成年年齢に達した生徒とします。ただし、成年年齢に達した生徒はいまだに成長の過程にあり、引き続き支援が必要であることから、退学等に係る手続を行う際には、事前に学校、生徒及び生徒が成年年齢に達するまで保護者であった父母等との間で話し合いの場を設けるなど、その保護者等に理解を得ることとします。

2 具体的な対応について

(1) 本校の学則を以下のように変更します。

変更前：「生徒が退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出し、その許可を得なければならない。」

変更後：「生徒が退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出し、その許可を得なければならない。」

「生徒が成年者である場合における規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「当該生徒」と読み替えるものとする。」

※転学、休学、留学に係る規定も同様に変更し、生徒が成年者の場合は、手続の主体を生徒本人とします。

(2) 書類の様式等、手続き上の変更を行う場合には、その都度お知らせします。

(3) 18・19歳では未成年取消権（未成年者が親の同意を得ずに契約した場合に、原則として契約を取り消すことができる）を行使できなくなり、悪徳商法や詐欺などによる被害が懸念されることから、契約の重要性や消費者保護の仕組み等の消費者教育の取組を強めます。

担当：鈴木 健一（教頭）

電話：025-792-0220